

円滑かつ効率的な被災者支援のための  
行政・ボランティア・NPO等の三社連携体制の構築・強化のためのガイドライン  
(解説集アウトライン)(案)

フェーズ1：三者連携に向けた意識を啓発する

- ✓ **三者顔あわせのための場の設定**：研修会や会議など、行政、ボランティア、NPO等の三者が一同に会する場を設定する。
- ✓ **意識の醸成**：三者連携の意義や事例を紹介・共有する  
これまでの被災地で蓄積されてきた先進的な取組等について、情報共有を行い、三者連携の必要性について認識する。
- ✓ **意識の醸成**：発災時を想定したブレインストーミングを行う  
災害時に発生する課題を出し合う、自分の組織でできることを伝えあうなど、三者連携によりいかに円滑かつ効率的な被災者支援を推進するかの具体的なイメージづくりを実施する。

(参考)長野県「災害時の連携を考えるフォーラム」「長野県地震総合防災訓練における、三者連携のための訓練(ワークショップ)」

長野県より資料収集予定

- ✓ **キープレイヤーの確認**：「三者」それぞれを代表する者について、確認する。都道府県(行政)、都道府県社会福祉協議会、NPOセンターなど、三者それぞれを代表する者について、合意する。

- ✓ **構成団体との関係構築**：連携体への参加が望ましい団体と連携体の構築に向けて意見交換を行う

どのような団体の参加が望ましいかについては、求められる機能や技術の観点から検討することを推奨する。

- ・専門知識や技術等をあまり必要としない一般的なボランティア活動（救援物資の仕分け・運搬・配布、被災者への炊き出し、給水、家財の搬出、家屋の片付け、清掃の補助等）については、人員動員力が期待される。
- ・専門知識や技術等を必要とする専門的なボランティア活動（医療、福祉・介護、外国語通訳、通信、動物救護等）については、職能団体との連携が期待される。

- ✓ **準備会合の立ち上げ**：三者で準備会合を立ち上げて、フェーズ2へ進む。連携体を立ち上げるに当たっては、新規に組織するほか、既存の会議体に分科会を設置する又は既存の会議対の審議事項を追加するなどの方法も考えられることに留意する。

## フェーズ2：三者連携体を立ち上げる・制度化する

### 1. 連携体の基本的な構成を整理する

- ✓ **目的**：連携体の目的を明確にする。多様な主体が集う組織体であるため、構成団体による目的の共有が極めて重要である。

#### （参考）連携体の目的規定

連携体名称	目的
宮城県災害ボランティアセンター支援連絡会議	大規模災害時に駆け付ける <u>災害ボランティアが自主性・主体性をもって活動できるよう支援する「宮城県災害ボランティアセンター」の運営が円滑かつ的確に行われるよう、平常時から関係団体相互間の連携・協力の促進</u> を図る。
山形県災害ボランティア支援ネットワーク連絡会	大規模な災害に対する備えや災害発生時の早期の復興を図るためには、被災者の膨大かつ多様なニーズに柔軟に対応することができるボランティアや NPO 等と連携して対応策を講じていく必要がある。 このため、山形県災害ボランティア支援ネットワーク連絡会を設置し、 <u>災害に備え平常時からボランティアや NPO 間の横断的なネットワークの形成に向けた様々な取り組み</u> を行

	う。
福島県災害ボランティア連絡協議会	大規模な災害発生時において、防災関係機関のみでは迅速かつきめ細かな応急対策を十分に行うことができないことも予想されるため、阪神・淡路大震災等において、その役割と大きな活躍が認識された <u>災害時におけるボランティア活動への対応について検討を行うとともに、関係機関による連絡調整体制の確立を図る</u> ため、福島県災害ボランティア連絡協議会を設置する。
茨城県防災ボランティアネットワーク	茨城県地域防災計画に基づき、災害時に被災地の支援活動を積極的に行おうとする <u>茨城県内の団体が、各団体の主体性を尊重しつつ、相互に連携して効果的な活動が展開できるよう、情報交換と協力関係を築き、平常時から顔の見える関係づくりを行う</u> ため、ネットワークを設立する。
群馬県災害救援ボランティア連絡会議	群馬県災害時救援ボランティア連絡会議は、自己完結を前提として <u>災害時救援ボランティア活動を行う各関係機関等の相互連携を図ることにより、災害時におけるボランティアの受入体制の確立と円滑な救援ボランティア活動の展開に資する</u> ことを目的とする。
神奈川県災害救援ボランティア支援センター	この協定は、神奈川県災害対策本部設置時に、 <u>災害救援ボランティア活動支援</u> のため、神奈川県地域防災計画に基づき設置する <u>災害救援ボランティア支援センターの運営及びその協力体制</u> 等に関し、必要な事項を定めるものとする。
富山県災害救援ボランティア連絡会	<u>災害時における救援ボランティア活動を円滑に推進するため、富山県及びボランティア関係機関・団体は、平常時から情報交換や交流・連携を深めること</u> を目的に、富山県災害救援ボランティア連絡会を設置する。
石川県災害対策ボランティア連絡会議	県災害対策本部が設置される大規模災害の発生時に、災害ボランティアの活動拠点として設置される <u>「県災害対策ボランティア本部」</u> の設置及び運営に関する基本事項を協議するとともに、平常時における構成団体等相互の連携・協力関係の推進等に努めるなど、災害発生時における迅速かつ的確な対策の実施に資するため、 <u>「石川県災害対策ボランティア連絡会」</u> を設置する。
福井県災害ボランティアセンター連絡会	県災害対策本部が設置される大規模災害が発生した際に、災害ボランティアの活動拠点として設置される <u>「災害ボランティアセンター」</u> の設置及び運営に関する基本事項を協

	<p><u>議・決定し、また、平常時において、構成団体相互間の連携・協力関係の推進等に努めるなど、災害時における迅速かつ的確な対策の実施に資するため、「福井県災害ボランティアセンター連絡会」を開催する。</u></p>
岐阜県災害ボランティア連絡調整会議	<p><u>連絡調整会議は、大規模災害発生時に速やかに災害ボランティア受入にかかる総合調整や、県内外への様々な情報発信などの支援を行う</u>ことを目的に県が設置するものとする。</p>
南海トラフ巨大地震等に備えた災害ボランティアネットワーク委員会（静岡県）	<p>東海地震を含む南海トラフを震源とする巨大地震等の大規模災害に備え、<u>「支援から取り残される地域をつくらない」ためのボランティア活動体制と広域連携の仕組み</u>を具体化させる。</p>
防災のための愛知県ボランティア連絡会	<p>災害時におけるボランティア活動を円滑に推進するために重要となる、<u>平常時からの顔の見える関係づくりとネットワークの推進</u>を図ることを目的とする。</p>
滋賀県災害ボランティアセンター運営協議会	<p>滋賀県災害ボランティアセンター運営協議会は、滋賀県地域防災計画並びに滋賀県災害ボランティアセンター設置運営要綱に基づき、ボランティア・NPO 団体等で構成し、<u>災害時において滋賀県災害ボランティアセンターを円滑に運営するため、平常時から災害時の連携体制や役割分担等センター運営について協議すること</u>を目的とする。</p>
災害救援ボランティア活動支援関係団体連絡会議（兵庫県）	<p>災害時における災害救援ボランティアが最大限の力を発揮できるよう、<u>支援関係機関・団体が平時からの意見・情報交換、課題の検討等を行い、相互ネットワークを強化することによって、災害時においてそれぞれの持つ特性・資源・能力を活かした迅速かつ効果的な支援体制を構築</u>するため、「災害救援ボランティア活動支援関係団体連絡会議」を設置する。</p>
奈良防災プラットフォーム	<p>奈良防災プラットフォームは、<u>災害発生時、迅速にかつ効果的な救援活動を行うために、被災地内外の各団体・機関が、互いの特性や機能を活かしながら、総合的・一体的な復興支援に取り組む共同の場</u>であるとともに、<u>平常時からの防災に向けた普及・啓発</u>をめざし、奈良県域でのネットワークを構築するものである。</p>
和歌山県災害ボランティアセンター	<p>社会福祉法人和歌山県社会福祉協議会は、<u>被災地での円滑な災害ボランティア活動を行い、被災地の早期復旧に寄与</u>するため、和歌山県及び関係団体等と連携して「和歌山県災害</p>

	ボランティアセンター」を設置・運営する。
島根県災害ボランティア関係機関連絡会議	<u>災害時におけるボランティア活動を円滑に推進するため、平常時からの連携とネットワーク化の推進を図るため、島根県災害ボランティア関係機関連絡会議を設置する。</u>
災害支援ネットワークおかやま	本会は、岡山県内において災害時の民間による支援活動を効果的かつ協働して行うために、 <u>平時・発災時問わず、広くネットワークを組み、被災地の状況や各自の取り組み共有、行政との連絡調整、協働での取り組みの検討と創出などを行うことにより、被災時に誰ひとり取り残さない支援の実現</u> を目指します。
広島県被災者生活サポートボラネット推進会議	<u>災害等の緊急時に被災者への生活サポート活動が迅速に行うことができるように、県域の関係機関・団体が情報交換や課題などの検討を行い、相互のネットワークを強化する</u> ことにより、災害時においてそれぞれの持つ役割、能力、特性等を活かした <u>効果的な支援体制を創り、安全で安心なネット（セーフティネット）を構築</u> するため、広島県被災者生活サポートボラネット推進会議を設置する。
山口県災害ボランティア活動支援ネットワーク協議会	<u>大規模災害発生時における被災者の生活や生活基盤の復興に資するため、民間・行政の協働による平常時からの連携支援体制を構築し、災害時の県・市町災害ボランティアセンターの運営やボランティア活動への支援</u> を行う。
福岡県災害ボランティア連絡会	福岡県内で活動を行うボランティア団体、ボランティア支援団体、その他社会貢献活動を行っている団体が、平常時から福岡県及び県内市町村と密接な連携を図りながら、協議・検討を行い、 <u>大規模災害が発生したときにおける福岡県内での災害ボランティア活動を、総合的に調整し円滑に実施すること及び災害ボランティア活動の助成等を行うこと</u> を目的として、福岡県災害ボランティア連絡会を設置する。
大分県災害ボランティアネットワーク連絡協議会	協議会は、地震、風水害等による災害が発生した場合を想定し、 <u>災害ボランティアの登録や研修の状況、行政の防災関係施策の推進状況及び関係団体の災害時における支援体制の整備状況等について情報交換を行い、緊急時に対応できる体制の確立を図る</u> ことを目的とする。

- ✓ **事務局**：事務局機能を担う主体を決める。三者を代表する主体のいずれか又は連携により、事務局機能が担われることが望ましい。具体的には、都道府県、都道府県社協、都道府県 NPO センター等が候補である。

表：運営主体の内訳

	社協	行政	その他 (単独)	その他 (連携)
都道府県	10 (37%)	7 (26%)	4 (15%)	6 (22%)
政令指定都市	0 (0%)	1 (25%)	1 (25%)	2 (50%)

N 値：都道府県 27、政令指定都市 4

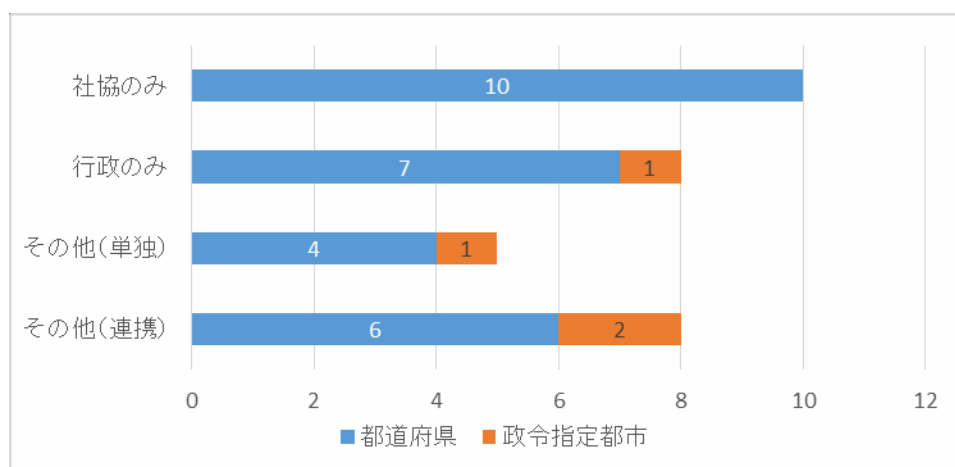
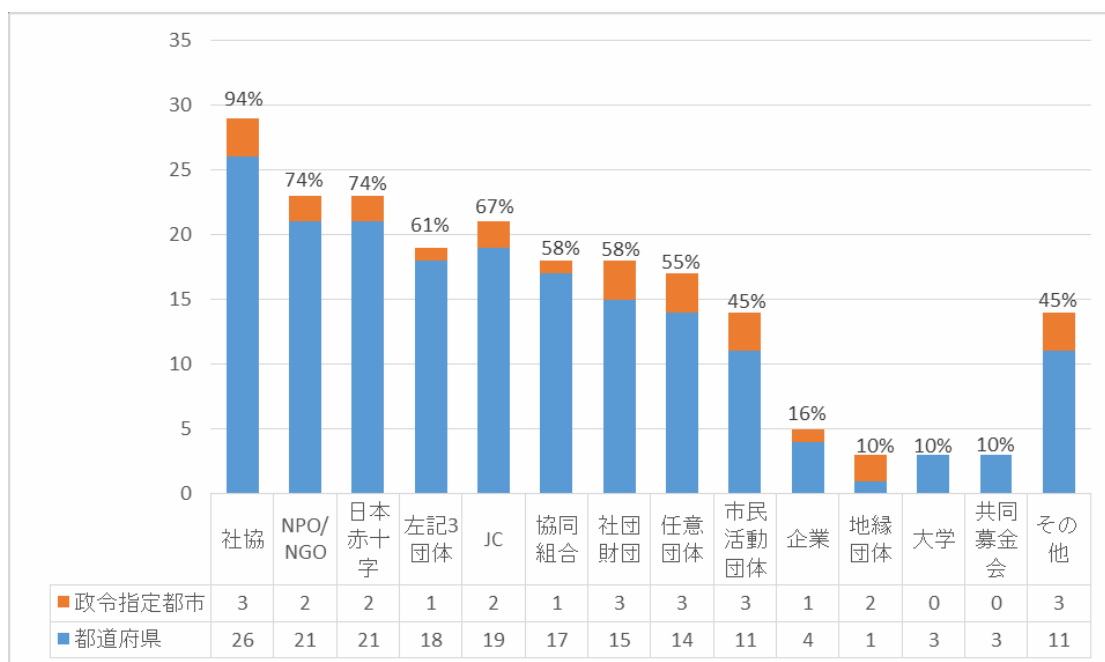


図 都道府県と政令指定都市における連携他の運営主体

- ✓ **都道府県担当部局**：都道府県は、担当部局を定める。連携体の企画、運営及び庁内関係部局や関係団体等との連絡調整を円滑に行うため、担当部局を定める。都道府県災害対策本部との連携の在り方についても併せて検討する。
- ✓ **構成団体**：構成団体をリスト化する。都道府県防災担当部局、福祉担当部局、市民協働担当部局のほか、都道府県社会福祉協議会、都道府県 NPO センター等を基本的な構成員とする。また、生活協同組合、青年会議所、民間企業、NPO、大学等、地域の実情に応じた多様な主体の参画を求めることも推奨する。都道府県内に大規模な被害が想定される市区町村が存在する場合、当該市区町村の関係者の参画を求めることも併せて検討する。

リストには、連絡先、担当者（部署、役職）名も記載すること。



N 値：都道府県27、政令指定都市4、複数回答可

図 連携体の構成団体

#### (参考) 構成団体になる際の規定

「奈良防災プラットフォーム要綱」においては、「プラットフォームの趣旨に賛同する団体・期間は、ルールやシステムを遵守するとともに、それぞれの団体・機関が出来る範囲に応じた、協同・連携・広域支援等の参加をすることができる」と規定されている。

#### (参考) 構成団体の除名規定

「和歌山県災害ボランティアセンター設置・運営要領」においては、「協力団体が、公序良俗に反する行為、協力団体としてふさわしくない行為をしたときは、役員による協議を経て、これを除名することができる」と規定されている。

- ✓ **協力団体**：構成団体とは別に、協力団体をリスト化するのも一案である。
- ✓ **組織構造**：基本的な組織構造を決める。参加全団体間で情報共有を行う「情報共有会議」、中核的な団体からなり、情報共有会議の運営上必要な事項等について意思決定を行う「コア会議」、専門的な課題を扱う「専門部会」など、必要に応じて組織構造を決定する。

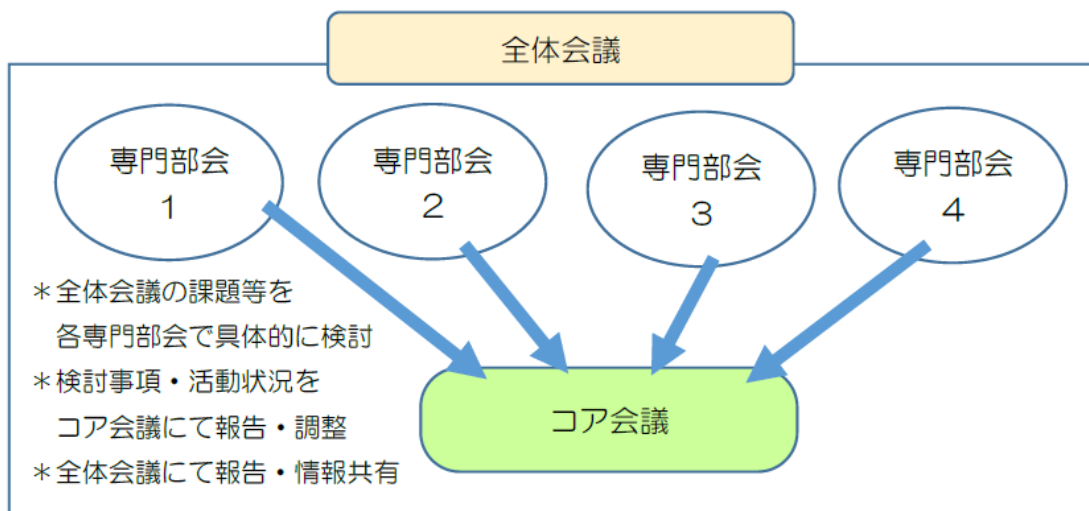
(参考)「岐阜県災害ボランティア連絡調整会議」における

「全体会議」「コア会議」「専門部会」

**全体会議**：災害ボランティア活動を実施するための方向性を決定するとともに、災害ボランティア活動を実施する各災害ボランティアセンター、NPO、NGO、ボランティア団体等との情報共有を行う場として開催する。全体会議については、被害状況等に応じて、必要な団体の参加を打診するとともに、被災地で災害ボランティア活動を実施している団体又は実施予定の団体についても、参加できるオープンな場とする。

**コア会議**：連絡調整会議の設置及び全体会議の運営を円滑に行うとともに必要な意思決定を行うため、コア会議を置く。

**専門部会**：全体会議での協議事項に応じ、専門部会を置くことができる。専門部会の検討事項及び活動状況については、コア会議において報告する。専門部会の例としては、重機ボランティア専門部会、避難所・在宅避難者支援専門部会、要配慮者支援専門部会が挙げられている。





**(参考)「災害支援ネットワークおかやま」における「評議員会」と「世話人会」**

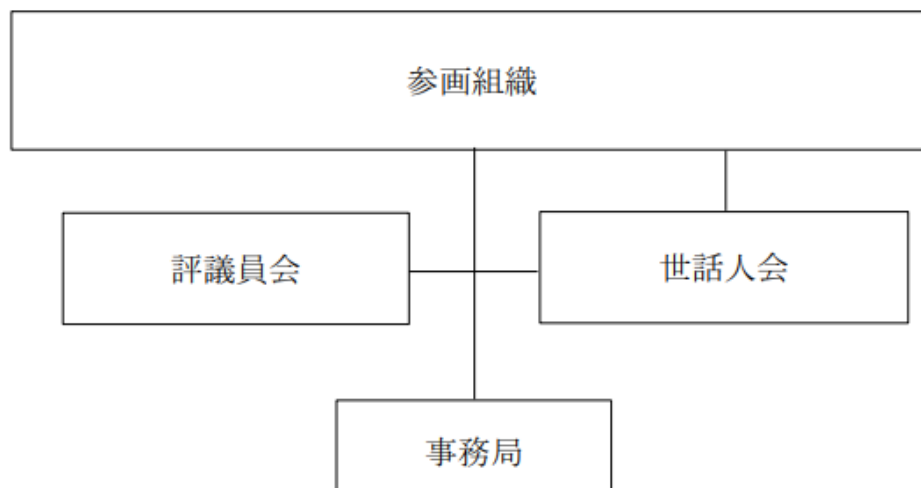
**評議員会**

- ・本会の目的達成のために関係機関による評議員会をおく。
- ・評議員会は年1回以上開催する。
- ・評議員会は本会の方針について必要な事項を検討する。
- ・評議員は世話人及び事務局において要請する。

**世話人会**

- ・本会の事業を遂行するために世話人会をおく。
- ・世話人会は年2回以上開催する。
- ・世話人は参画組織の中より選ぶ。

**【組織図】**



## 2. 連携体の活動事項を決める

### (1) 平時

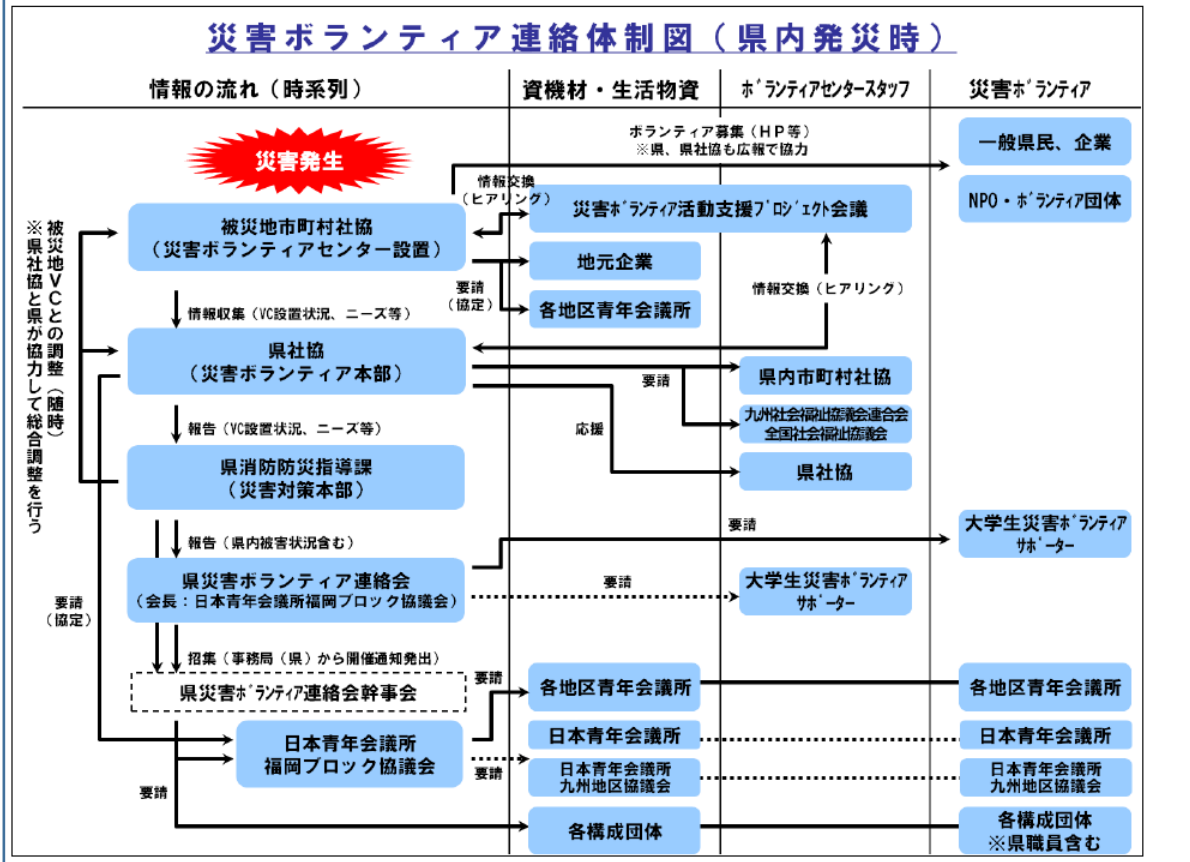
災害発生時に円滑な被災者支援が行えるよう、次に掲げる内容について協議を行い、業務フローを整理する。その際、構成団体や関係団体等が行っている既存の取組を事前に把握し、連携体の活動とこれら既存の取組との役割分担・連携が十分に図られるよう留意すること。また、自県のみならず他県で発生した災害時の対応状況などから新たに判明した課題を反映し、発災時の対応方針の内容を不断に見直すこと。

- ✓ **連絡体制**：構成員への連絡体制を整備する。災害発生に備え、電話、FAX、Emailなど、多様な連絡手段の登録を行うこと。

#### (参考) 連絡網の更新

奈良防災プラットフォーム連絡会規約においては、「参加団体は、所定の様式により毎年4月15日までに担当者の連絡先を事務局へ報告し、更新を行う」と規定されている。常に最新の情報を維持することが肝要である。

(参考) 福岡県災害ボランティア連絡会における連絡体制図



- ✓ **会場**：平時及び発災時における連携体の情報共有会議の開催場所について整理する。会場の被災に備え、第3候補程度まで事前に定めておくことを推奨する。

(参考) 会場の選定基準について

- ・ 県庁内会議室など、都道府県災害対策本部との情報共有や意見交換が容易な場所が望ましい。
- ・ 浸水予想地域でない。また、建物の耐震性に問題がない。
- ・ 崖の崩落や道路寸断等による影響を受けにくく、交通アクセスの継続が見込まれる。
- ・ 災害の規模によっては、大人数が集まることも想定されるため、一定の面積があることが望ましい。また、地域によっては、構成団体等が来場しやすいよう、駐車場を確保できることが望ましい。
- ・ トイレ、水道の利用が可能なこと。
- ・ 電話やパソコン等の電子機器やインターネットが使える状況であること。
- ・ なお、災害規模や被害状況等に応じて、被災市町村又は近隣地を会場とする場合もあることを想定する。

- ✓ **災害の範囲**：自然災害のみ、あるいは大規模事故も対象とするなど、対象とする災害の範囲を決める。

#### (参考) 奈良防災プラットフォーム

- ・プラットフォームは、次の災害を基準対象とする。ただし、当該被災地の状況や支援要請の必要に応じ、適宜判断するものとする。
  - (1) 災害対策基本法で定義される地震、風水害等のうち、災害救助法が適用される大規模災害
  - (2) 人的被害の発生や生活基盤に多大な影響を及ぼす自然災害

- ✓ **情報収集**：被災者支援のためには、災害による被害の規模や被災者（特に災害時要配慮者）のニーズ、一般避難所及び福祉避難所の設置状況、市町村災害ボランティアの設置状況、物資供給の状況等の実情を把握することが必要であることから、どのような情報をいかに収集するかについて整理する。
- ✓ **発災時の情報共有会議立ち上げ基準及び閉鎖基準**：都道府県災害対策本部の設置、避難所の設置状況、都道府県・市町村災害ボランティアセンターの設置状況、地震の規模や余震の回数など、できるだけ客観的な基準にて、情報共有会議立ち上げ基準及び閉鎖基準を設定する。

#### (参考) 岐阜県「連絡調整会議」の設置基準及び閉鎖基準

**設置基準**：岐阜県災害対策本部が設置され、次のいずれかの事案が発生した場合、県は連絡調整会議を設置し、全体会議を開催する。その後、全体会議は被害状況等を踏まえ、必要に応じて、適時、開催するものとする。

- 県内の災害発生時に市町村者協が中心となって設置する災害ボランティアセンターが設置されることとなった場合、または県社協が岐阜県社協災害救援本部を設置した場合
- 知事が特に必要と認めた場合

**閉鎖基準**：県は、被災地の状況等を踏まえながら、コア会議の構成団体と協議し、下記の基準に基づき、閉鎖時期を検討する。

- 県内の災害ボランティアセンターがすべて閉鎖する場合、または平時の体制へ移行した場合
- 復旧活動において、連絡調整会議の役割が概ね終了したとコア会議で判断した場合

**(参考) 滋賀県災害ボランティアセンターの非常時体制への移行基準**

**県センター移行準備の判断基準**

- ・大規模地震対策特別措置法による警戒宣言発令時
- ・滋賀県災害警戒本部が設置された場合

**非常時体制移行基準**

- ・滋賀県内で震度7程度の地震が発生した場合
- ・災害発生後、県内の被災状況が甚大で、県本部が設置され、県及び県社協において非常時体制への移行が必要と判断した場合
- ・災害発生後、県内の被災状況が甚大ではあり、県本部が設置されてはいないが、県及び県社協が運営協議会と検討した結果、非常時体制への移行が必要と判断した場合

**平常時体制移行基準**

- ・すべての被災地の市町センターが閉鎖した場合
- ・滋賀県災害対策本部が廃止された場合

- ✓ **事務局の組織体制**：平時及び災害時において情報の集約や構成団体の活動の調整等を行う事務局の体制のあり方を検討する。災害時における情報共有会議の議長（コーディネーター）、副議長、書記、総務、広報など、組織体制について検討する。また、各担当の業務について予め決めることとする。災害の規模によっては、既存の事務局体制では支障が生ずるおそれがあると認められる場合、構成員との協定の締結等により、災害発生時に必要な人員体制を適切に確保できるようにしておくなど、事務局の体制強化の方法についても検討する。

#### **(参考) 国及び全国域の中間支援組織の支援**

「岐阜県災害連絡調整会議設置マニュアル」においては、「連絡調整会議は、国（内閣府等）及び全国域の中間支援組織等の協力を必要に応じて得ながら、県内の災害ボランティア活動を支援する」とされている。全国域の中間支援組織については、全国災害支援ボランティア支援団体ネットワーク（JVOAD）等がある。

JVOAD は、2016 年 11 月に設立された。災害時の被災者支援における課題解決のため、支援者間の連携を促進し、支援の調整を行う。主な活動は、災害時に、被災者支援の「漏れ・抜け・落ち・ムラ」を防ぎ、地域ニーズにあった支援活動を促進するため、被災地域の関係者と協力してニーズや支援に関する情報を集約し、支援活動の調整を行う。平時には、災害時の活動が効果的に行われるよう、NPO, ボランティアセンター等市民セクターの連携強化、自治体の三者連携体制支援のための訓練、勉強会、連携の場づくりとしての全国フォーラムの実施などを行う。2019 年 5 月に内閣府とタイアップ宣言を結ぶ。

- ✓ **発災時の情報共有会議の主な協議事項**：情報共有会議において、協議・決定する事項、情報共有のみの事項など、あらかじめ想定される協議事項を整理する。
  
- ✓ **平時及び発災時の「連携体」の主な活動内容**：連携体としての活動内容を定める。

**(参考) 平時における活動内容の例**

- ① 「南海トラフ巨大地震等に備えた災害ボランティアネットワーク委員会」(静岡県)
  - ・ 静岡県災害ボランティア本部・情報センターの役割を整理し具体化するための協議
  - ・ 行政とボランティアの連携を促すための働きかけ
  - ・ 県内外の災害ボランティアと関係者が連携を図るための情報共有
- ② 「防災のための愛知県ボランティア連絡会」
  - ・ ボランティア団体等と県の相互の情報の交換と交流
  - ・ 県の実施するシンポジウム、研修会等の防災ボランティア事業に関する意見交換
  - ・ 広域ボランティア支援本部運営のための検討
  - ・ ボランティア団体等相互及び行政とのネットワークのあり方についての検討
  - ・ その他ボランティア活動の推進に関する事項についての検討
- ③ 「滋賀県災害ボランティアセンター運営協議会」
  - ・ 災害時の連携体制や役割分担等についての協議
  - ・ 災害ボランティアセンター運営マニュアル等の整備についての協議
  - ・ 災害ボランティアコーディネーター等研修への参加
  - ・ 非常時における災害ボランティアセンター機動訓練への参加
  - ・ その他災害ボランティア活動にかんすること

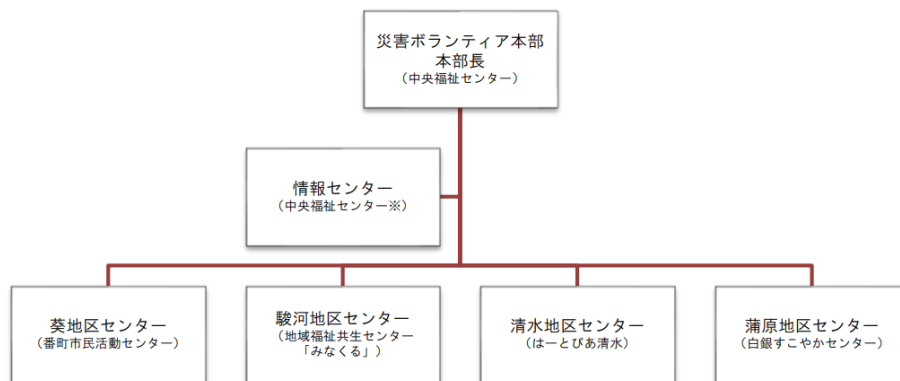
**(参考) 発災時における活動内容の例**

- ① 岐阜県災害ボランティア連絡調整会議
  - ・ 必要な人的資源・資器材等の調整
  - ・ 対応すべき課題・不安点の相談
  - ・ 専門家の派遣及び助言 など
- ② 災害支援ネットワークおかやま
  - ・ 災害支援に関する情報共有会議の開催
  - ・ 災害支援に関する官民連携
  - ・ 災害支援に関する多様な主体による協働の創出支援
  - ・ 災害支援に関する資金支援や物資支援の援助
  - ・ 災害ボランティアセンター等のボランティアコーディネーター支援 など

### (参考) 政令指定都市における三者連携体の活動内容

政令指定都市においては、三者連携体は、災害ボランティアセンターの運営主体として位置づけられている事例がみられる。三者連携体は、平時から、災害ボランティアセンターの運営に向けての主体として、活動事項が定められている。

① **静岡市**: 静岡市においては、災害ボランティア本部運営協議会が三者連携体として機能しているが、この協議体は、平成 24 年 8 月に、災害ボランティア本部運営に関する現状確認と有事の際に機能し得る体制を構築すること、人材・物資・資金・情報・ネットワーク等に関する関係団体間の連携を強化することを目的に、各種団体が協働して立ち上げた。災害時に災害ボランティア本部が立ち上げられるが、その情報センターは、協議会参加団体等で構成される。情報センターの役割としては、市災害対策本部との連絡調整、関係機関との連絡調整、物資・活動資金の調達、広報等、災害ボランティア本部運営の重要事項を担う。



② **広島市**: 広島市では、大規模災害時に広島市災害ボランティア本部が立ち上げられ、円滑なボランティア活動が行える環境の整備を図るとともに、ボランティアの効率的な活動のための諸調整を行う。具体的には、広島市災害対策本部等関係機関との連携、区災害ボランティアセンター間の総合調整、ボランティア団体間の活動調整、災害ボランティア絵に関する情報の収集及び発信、本部及び区災害ボランティアセンターの人員、資器材及び資金の調整など重要な役割を担う。三者連携体である広島市災害ボランティア活動連絡調整会議により、同本部の設置及び廃止が決定され、同会議の構成団体が、同本部の構成団体となる。

平時には、同会議は、ボランティア活動の役割・内容、ボランティアコーディネート、ボランティア関係団体との情報連絡、ボランティア活動の支援、ボランティア活動に係る研修・訓練などの事項について、研究・審議・情報交換を実施している。

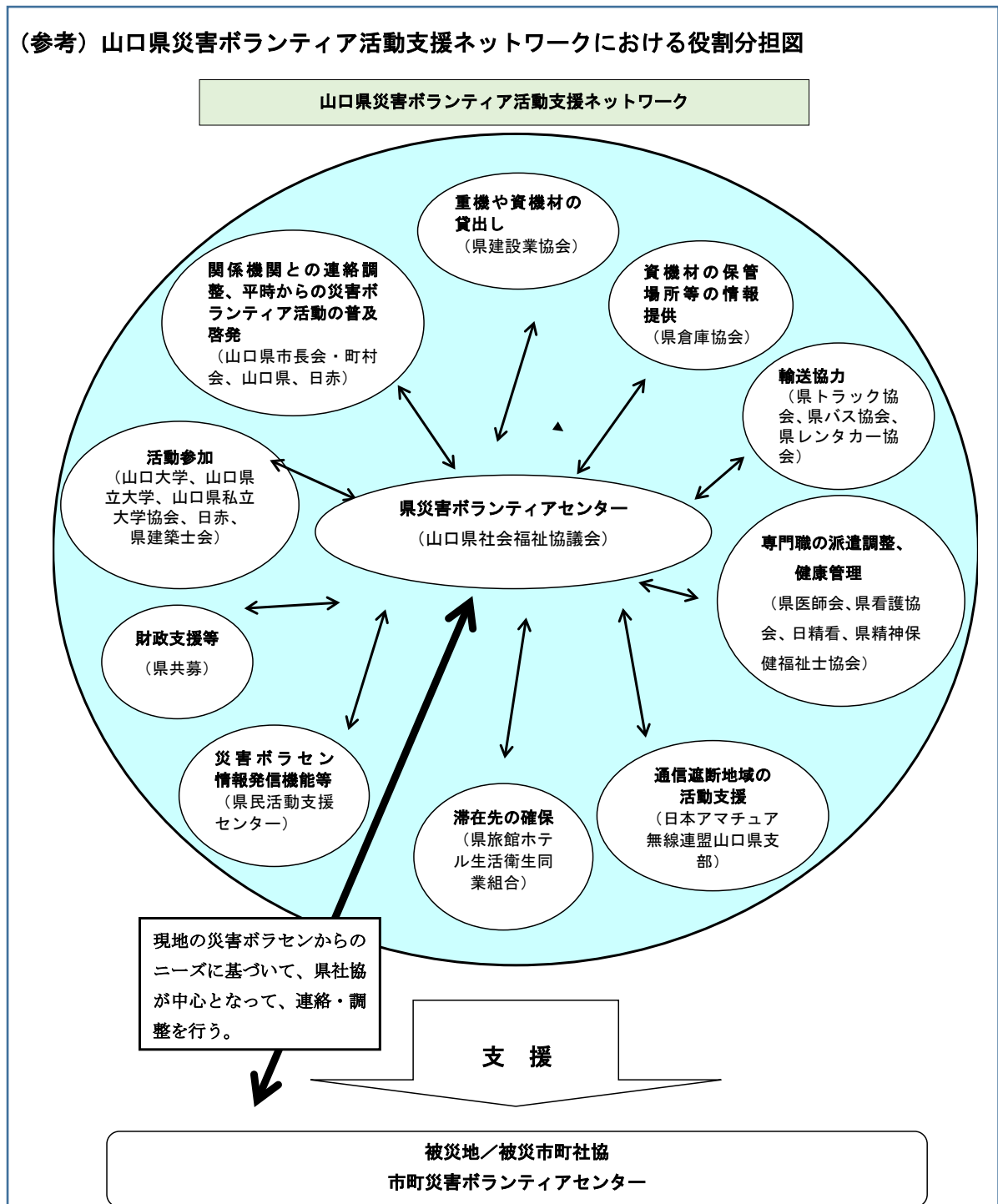


- ✓ **役割分担**：円滑な被災者支援のため、各構成員に求められる役割や協力内容について、整理する。

**(参考) 岐阜県災害ボランティア連絡調整会議の構成団体の役割分担例**

団体名	期待する役割	団体名	期待する役割
県社協(コア会議構成団体)	災害救援本部の設置	ぎふ NPO センター(コア会議構成団体)	NPO、NGO 等への連絡調整、状況共有、協力依頼
清流の国ぎふ防災・減災センター(コア会議構成団体)	防災に関する専門的な助言	日赤岐阜県支部	赤十字奉仕団設置。炊き出し、募金、救助物資の整理等
岐阜県国際交流センター	「岐阜県災害時多言語支援センター」の設置。災害時語学ボランティアの派遣調整	全岐阜県生活協同組合連合会	炊き出し、サロン活動、学生向け災害ボランティアの募集
日本防災士会岐阜県支部	災害ボランティアセンターの運営支援	JC 東海地区岐阜ブロック協議会	資器材提供、ボランティア依頼
岐阜県共同募金会	義援金の受付、経費負担(災害ボランティアセンター)	連合岐阜県連合会	災害ボランティアセンターの運営支援
被災市町村	災害対策本部の設置、被害情報等の情報共有、行政サービスとの仕分け	被災市町村社協	災害ボランティアセンターの設置
岐阜県健康福祉部地域福祉課	事務局(連絡調整会議への招集等)	岐阜県危機管理部防災課	災害対策全般、被害情報等の情報共有
岐阜県環境生活部県民生活課	NPO 関係	内閣府防災担当	広域調整、情報提供

(参考) 山口県災害ボランティア活動支援ネットワークにおける役割分担図



- ・ **情報共有会議開催に必要な資器材の準備**：事務用品（ホワイトボード、付箋等）、電子機器（PC、プリンター、電話機等）、管内地図など、必要な資器材の準備、あるいは発災時の調達方法について予め決める。
- ✓ **費用負担**：連携体の運営に際し、平時及び災害時における活動費用の負担のあり方について検討する。

**(参考) 奈良防災プラットフォーム連絡会**

連絡会の運営、並びにプラットフォーム参加団体等による協働事業実施に係る経費は、事業内容や実施形態の状況に応じ、その都度ごとに協議の上、予算確保に努める。

**(参考) 静岡県災害ボランティアセンター**

- (1) 県センターの設置・運営に要する経費は、運営協議会構成団体が経費の使途や金額等を勘案の上、各々が負担可能な範囲において負担するものとする。
- (2) 経費の使途や内容により、必要に応じ、民間団体の助成金を活用する。
- (3) 金融機関に口座を設け、災害ボランティアや災害ボランティアセンターの活動を周知し、県民等の理解を求めて、県センターの目的に賛同する寄附を募集する。

**(参考) 福井県災害ボランティア活動基金**

概要を挿入予定

- ✓ **協力団体**：協力団体が存在する場合、情報共有の方法、連携の内容等について検討する。
- ✓ **研修・訓練**：一定以上の水準の活動を確保する観点から、構成員等に対する研修・訓練の内容や頻度を検討する。
- ✓ **受援体制の構築**：県外の他の地域から NPO、民間企業等の多様な団体が支援に入る場合に備え、必要な受援体制のあり方について検討する。
- ✓ **県内の諸団体、住民等に対する広報・啓発**：県内の諸団体や住民に対し、災害ボランティア活動やそれを支える連携体の活動内容について広く周知を図り、災害ボランティア活動のネットワーク化を推進する。災害時の協力関係の醸成や活動環境の整備を図るため、行政や自治会等の実施する防災訓練への参加、構成団体が開催する各種イベント等への相互参加等により、関係団体間で顔の見える関係を構築しておくことが重要である。

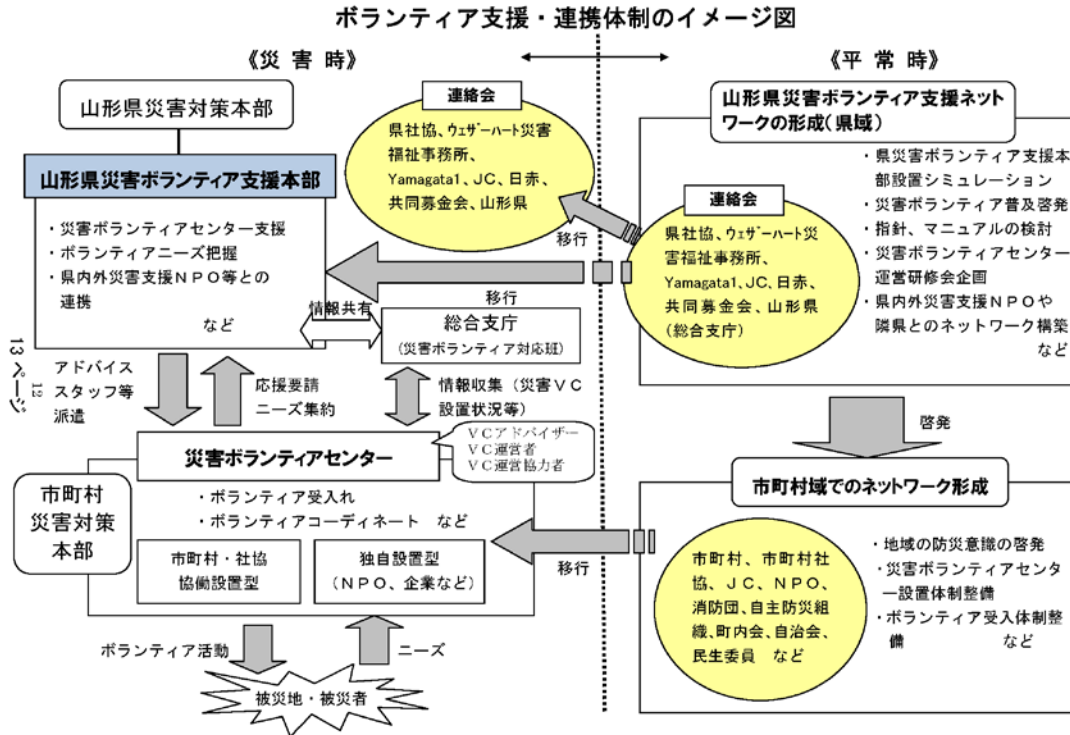
## (2) 発災時

- ✓ **情報収集**：事務局は、災害による被害の規模や被災者（特に災害時要配慮者）のニーズ、一般避難所及び福祉避難所の設置状況、物資供給の状況等、あらかじめ定められた情報を中心にしつつ、その範囲に限定されることなく幅広く、情報を収集する。収集にあたっては、情報の正確度に留意しつつ、テレビ、ラジオ、新聞等のマスコミ報道、SNS やインターネット等にも注意を払う。また、一般のボランティア活動を通じて専門ボランティアに対するニーズが集まることが多いため、一般のボランティア活動から迅速に情報を収集するよう留意する。収集した情報は、時系列・テーマ等、系統立てて記録・情報共有を行う。
- ✓ **情報共有会議の実施**：予め定められた情報共有会議立ち上げ基準等を踏まえ、情報共有会議を立ち上げる必要が生じた場合、速やかに情報共有会議を立ち上げ、情報共有のため、都道府県災害対策本部に報告する。情報共有会議において、事務局及び各構成団体等が収集した情報を共有する。なお、会議の開催に当たって、被災状況により構成員の招集が困難な場合には、電子メール、ネット会議システムその他の多様なネットワークサービスや IT システムの活用により、臨機応変に対応することとする。
- ✓ **活動計画の策定**：予め定められた活動事項を踏まえつつ、被災状況に応じて、具体的な活動計画を策定する。具体的には、情報共有会議の当面の開催頻度、開催会場、収集する情報の内容や収集方法、構成団体の役割分担等について決定する。活動計画は、活動の実施状況及び被災後の被災地の経過を踏まえ、必要に応じて随時見直しを行う。
- ✓ **構成団体の活動の実施**：構成団体が予め定められた活動を中心に、活動を実施する。活動の実施に際しては、被災者の安心を確保するため、連携体の名称を記したビブスやバッジ等の着用により、行政も関与する連携体の構成員による活動であることを外形上明確にすることが望ましい。

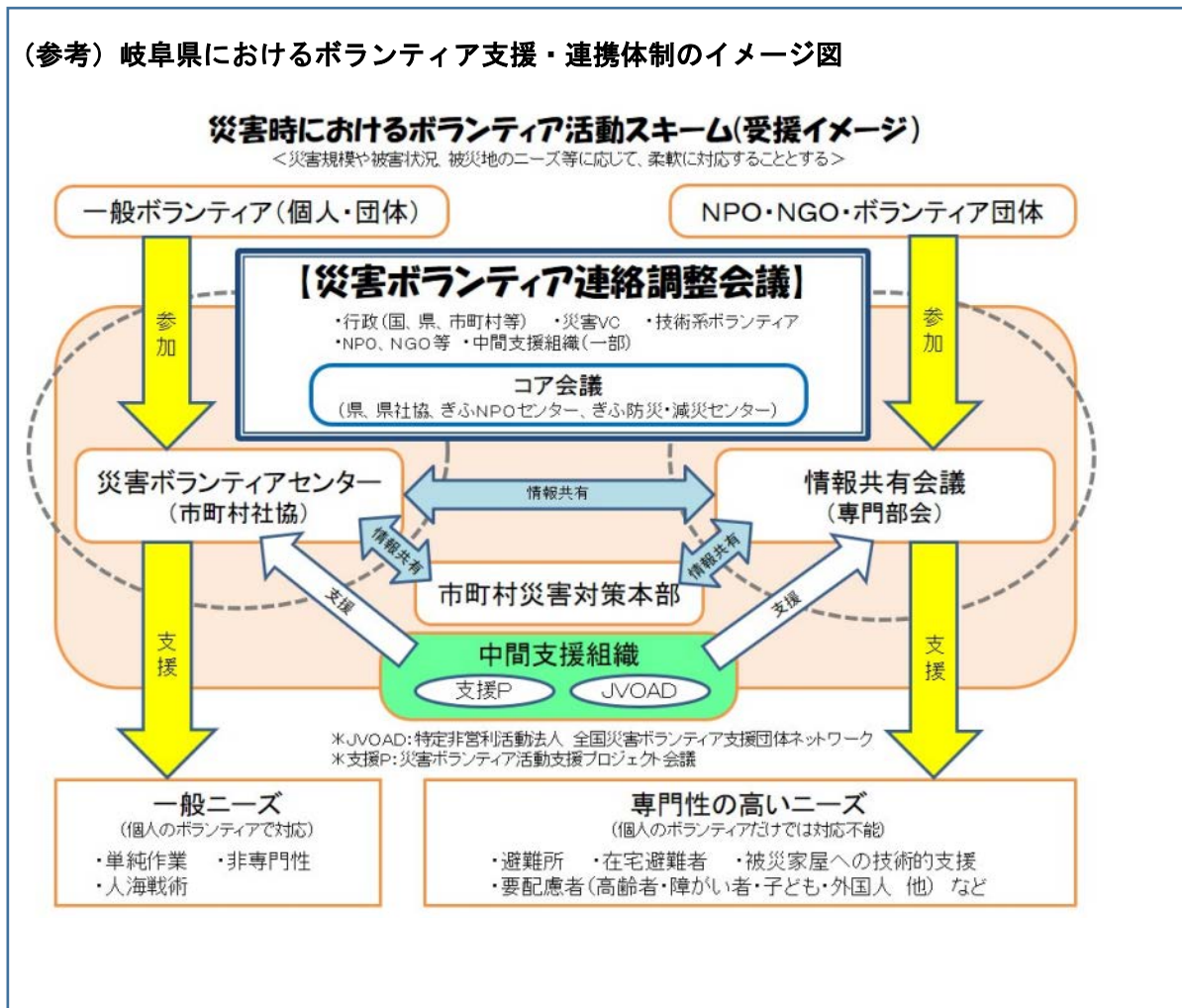
- ✓ **後方支援**：事務局は、構成団体への必要な情報の提供、都道府県・市町村災害対策本部等との調整その他の後方支援を行う。災害対策本部に対しては、定期的に活動の実施状況について報告を行うこと。
- ✓ **協力団体との連携**：協力団体が存在する場合、情報共有や連携に可能な限り積極的に努めるものとする。
- ✓ **情報発信**：収集した情報や連携体の活動状況等を取りまとめ、ホームページ等により、定期的に発信する。その際、発信した情報に対する問合せ窓口を一本化し、外部に対して明示する。併せて、混乱を避けるため、連携体は、ボランティアや物資の受入拠点ではないことも周知する。
- ✓ **情報共有会議の閉鎖**：予め定められた情報共有会議閉鎖基準等を踏まえ、被災地の状況や構成団体の活動状況等を勘案しつつ、情報共有会議の閉鎖を決定し、情報共有のため、都道府県災害対策本部に報告する。なお、閉鎖に際しては、外部からの支援団体から当該地域における団体による活動への橋渡しが円滑に行われるよう支援する。
- ✓ **活動終了後の活動評価及び組織体制等の見直し**：事務局及び構成団体は、情報共有会議の閉鎖後、活動の振り返りを行い、成果や課題について検討を行い、今後のより円滑かつ効率的な活動へ向けて連携体の組織や活動内容等について見直しを行う。

(参考) 熊本 KVOAD の情報共有会議データベース構築

(参考) 山形県におけるボランティア支援・連携体制のイメージ図



(参考) 岐阜県におけるボランティア支援・連携体制のイメージ図



3. 連携体の構成を書面上に整理する

- ✓ 上記1で決めた内容を、「協定書」、「活動要綱」、「活動マニュアル」「ガイドライン」等（以下「協定書等」という。）に整理し、協定書等の素案を作成する。
- ✓ 協定書等について、誰が発行するか、署名するか等について決める。
- ✓ 協定書等に定めのない事項についての意思決定方法を決める。

4. 連携体について対外的に発表し、周知を図る

- ✓ 連携体の事務局連絡先及び活動内容を管区内市町村、関係者等に広く周知する。
- ✓ 連携体の構築をプレスに公表する。

### **フェーズ3：連携体の実効性を向上させる**

#### **1. 連携体の活動を具体化する**

- ✓ 定期的に情報共有会議を開催する

##### **(参考) 情報共有会議の定期開催**

- ① 静岡県：本委員会は、会議を年4回程度開催する。
- ② 愛知県：連絡会の会議は、原則として3月、6月、9月、12月に開催するものとする。

- ✓ 年間又は中期活動計画案を作成する
- ✓ 人・モノなど必要なリソースとそのストック状況をリスト化する
- ✓ 追加メンバーの可否について議論する

#### **2. 研修会や訓練等を実施する**

- ✓ 機能強化のための合同研修会、勉強会、訓練等を開催する

**(参考) 兵庫県「大規模災害を想定した災害ボランティア連携訓練**

**(参考) 静岡県の訓練**

**(参考) 岐阜県の研修会**



- ✓ 支援と受援のボランティア・コーディネーターを育成する

#### **(参考) ボランティア・コーディネーターの養成**

名古屋市では、平成 14 年度から、災害時に全国から集まるボランティアの受付・整理を行い、被災者のニーズを把握してボランティアと結びつける役割を担う「災害ボランティアコーディネーター」を養成している。また、平成 23 年度から養成講座の修了者を対象にさらなるスキルアップとコーディネーター間の連携を図るため、フォローアップ講座を実施している。

養成講座の修了者を中心に災害ボランティア団体が設立され、全区で区ごとの団体が設立されている。これらの団体は、市と協定を締結し、災害ボランティアセンター設置時には、災害ボランティアコーディネーターを派遣するとともに、平常時においても災害ボランティア活動に関する講座等の開催や防災訓練への協力などの活動を行っている。名古屋市ではこうした団体と平常時から連携を図るため、「なごや災害ボランティア連絡会」を開催し、定期的に情報交流を行っている。

- ✓ 構成団体を見直す
- ✓ 資材等の管理・補充を計画し、実施する

#### **フェーズ4：市町村域、県を超えた広域での連携体制構築を支援する**

- ✓ 市区町村向けガイドラインを作成する

被災者支援の最前線にある管内市区町村に対し、ガイドライン作成など、市区町村レベルでの三者連携体制整備推進に向けた取組を進めることが望ましい。また、管内に大規模な被害が想定される市区町村が存在する場合、当該市区町村による「経験による学習」を促すため、当該市区町村の関係者の連携体への参画を求めることを推奨する。

#### **(参考) 福井県「市町災害ボランティアマニュアル(例示)(平成26年7月改定版)**

標記マニュアルにおいては、「迅速かつ円滑な災害ボランティアセンターの設置・運営のために、下記の団体と連携を図る災害ボランティアセンター連絡会等を設置する。災害ボランティアセンター連絡会は定期的を開催し、平常時から相互にコミュニケーションを図ることで「顔の見える関係」を構築するとともに、災害発生時に関係者が迅速に参集できる体制を整えることを目的とする。なお、平成26年3月現在、県及び県内7市1町では、行政・社会福祉協議会・民間団体で構成する災害ボランティアセンター連絡会を設置している。これらの市町では、連絡会構成団体とともに・・・訓練や研修会等を実施して災害発生に備えたり、近年の災害でも構成団体で災害ボランティアセンターを円滑に設置運営するなどしており、災害ボランティアセンター連絡会の設置が重要である」と、市区町村レベルでの三者連携体の重要性が明記され、連携体の設置が推奨されている。

なお、岐阜県においても、「災害ボランティアセンター運営にかかる連携ガイドライン」(平成31年3月)において、福井県同様に、市町村レベルでの三者連携体の設置を推奨している。

- ✓ 隣県との協議、広域ブロックでの協議を開始する

本ガイドラインは都道府県内での災害を前提としているが、広域的な災害の場合、単独の都道府県では対応が困難な場合も想定される。このため、都道府県内の体制整備に加え、隣接する都道府県等との連携、更にはブロック単位等での体制整備も進めることが望ましい。

## ●出典

### ■ 内閣府（防災担当）実施調査（平成 30 年度実施）

- ・災害時の自治体と多様な支援主体の連携・協働に関するアンケート調査 調査回答

### ■ 連携に関する協定・要綱（都府県・政令指定都市）

- ・宮城県 宮城県災害ボランティアセンター支援連絡会議(平成 29 年 11 月)
- ・山形県 山形県災害ボランティア支援ネットワーク連絡会設置要綱（平成 31 年 4 月）
- ・福島県 福島県災害ボランティア連絡協議会設置要綱（平成 27 年 4 月 1 日施行）
- ・茨城県 茨城県防災ボランティアネットワーク会則（平成 29 年 6 月 27 日施行）
- ・群馬県 群馬県災害ボランティア活動支援方針（平成 25 年 8 月）
- ・神奈川県 神奈川県災害救援ボランティア支援センターの運営等に関する協定書  
（平成 25 年 3 月 18 日締結）
- ・富山県 富山県災害救援ボランティア連絡会議設置要領（平成 20 年 8 月 6 日施行）
- ・石川県 石川県災害対策ボランティア連絡会設置要綱(平成 30 年 1 月 25 日改正)
- ・福井県 ①災害ボランティアセンター本部対応マニュアル（平成 29 年 4 月改訂）  
②市町災害ボランティアセンターマニュアル（例示）（平成 26 年 7 月改訂）  
③福井県災害ボランティアセンター連絡会開催要綱（平成 27 年 5 月施行）
- ・岐阜県 ①岐阜県災害ボランティア連絡調整会議設置マニュアル(平成 31 年 3 月策定)  
②災害ボランティアセンター運営にかかる連携ガイドライン  
（平成 31 年 3 月策定）
- ・静岡県 南海トラフ巨大地震等に備えた災害ボランティアネットワーク委員会設置  
要綱（平成 30 年 4 月 1 日改訂）
- ・愛知県 防災のための愛知県ボランティア連絡会設置要綱（平成 18 年 4 月 1 日施行）
- ・滋賀県 ①滋賀県災害ボランティアセンター非常時体制運営の手引き(平成 30 年 8 月)  
②VC 運営協議会規程（平成 25 年 4 月 1 日施行）
- ・兵庫県 災害救援ボランティア活動支援関係団体連絡会議設置要綱  
（平成 29 年 4 月 1 日施行）
- ・奈良県 ①奈良防災プラットフォーム連絡会規約（平成 27 年 4 月 1 日一部改正）  
②奈良防災プラットフォーム要綱(平成 27 年 4 月 1 日一部改正)
- ・和歌山県 和歌山県災害ボランティアセンター設置・運営要項（作成月日、記載なし）
- ・島根県 島根県災害ボランティア関係機関連絡会議設置要綱  
（平成 25 年 6 月 24 日施行）
- ・岡山県 災害支援ネットワークおかやま 規約（平成 30 年 10 月 18 日施行）

- ・ 広島県
  - ①広島県被災者生活サポートボラネット推進事業要綱  
(平成 27 年 7 月 24 日一部改正)
  - ②広島県被災者生活サポートボラネット推進会議設置要綱  
(平成 28 年 7 月 1 日一部改正)
- ・ 山口県
  - 山口県災害ボランティア活動支援ネットワーク協議会について  
(作成年月日、不明)
- ・ 福岡県
  - ①福岡県災害ボランティア連絡会 災害時活動要領 ～活動マニュアル～  
(平成 27 年 5 月)
  - ②福岡県災害ボランティア連絡会会則  
(平成 27 年 5 月 12 日施行)
- ・ 大分県
  - 大分県災害ボランティアネットワーク連絡協議会 (規約)  
(平成 19 年 2 月 21 日施行)
- ・ 静岡市
  - ①災害ボランティア本部運営マニュアル (第 6 版) (平成 31 年 4 月)
  - ②災害ボランティア本部立上げ支援マニュアル第 9 版(平成 31 年 4 月改定)
- ・ 名古屋市
  - ①名古屋市・区災害ボランティアセンター設置・運営ガイド  
(平成 25 年 3 月発行)
  - ②名古屋市・区災害ボランティアセンター設置・運営ガイド ～追加補足版～  
(平成 30 年 3 月発行)
  - ③名古屋市・区災害ボランティアセンター設置・運営ガイド 別冊「様式集」  
(平成 30 年 3 月改訂)
  - ④なごや災害ボランティア連絡会 会則  
(平成 28 年 5 月 12 日施行)
- 広島市
  - 広島市災害ボランティア本部運営マニュアル(平成 29 年 6 月)